

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年3月10日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500489号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500113号

第1 結論

請求者のA社における請求期間のうち、平成28年9月1日から平成30年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年9月から平成29年6月までの各月の標準報酬月額は47万円、同年7月から平成30年8月までの各月の標準報酬月額は59万円とする。

平成28年9月から平成30年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額(訂正前の保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年9月1日から令和5年5月1日まで

厚生年金保険の記録において、請求期間の標準報酬月額が、実際に支給された給与額に見合う標準報酬月額と相違しているため、請求期間の標準報酬月額の記録を実際に支給された給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間について、請求者から提出された給与明細書、A社から提出された貸金台帳及び日本年金機構の回答により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録における保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額と同じ額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、同法による記録の訂正は認められない。

一方、請求期間のうち、平成28年9月1日から平成30年9月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書、A社から提出された貸金台帳及び日本年金機構の回答により、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額よりも高い額であり、オンライン記録において厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として既に記録されている標準報酬月額と異なる額であることが認められる。

したがって、平成28年9月1日から平成30年9月1日までの期間の標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認できる報酬月額から、平成28年9月から平成29年6月までの各月は47万円、同年7月から平成30年8月までの各月は59万円とすることが妥当であ

る。

ただし、平成 28 年 9 月 1 日から平成 30 年 9 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額（訂正前の保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500540号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2500023号

第1 結論

平成元年4月から平成2年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年4月1日から平成3年1月1日まで

国民年金の加入手続については、自分自身で行っていないが、母が平成元年4月頃にA県B市役所本庁で行ってくれた。

年金記録によると、請求期間に係る国民年金保険料は未納となっているが、金融機関であったか郵便局であったか定かではないものの、自分自身で納付書により毎月納付していたので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、オンライン記録によると、請求者は平成元年4月1日付けで、国民年金の第1号被保険者資格を取得しているが、当該資格取得に係る処理年月日は平成4年10月28日であること、及び請求者の記号番号前後の被保険者の記録状況を踏まえると、請求者の国民年金の加入手続は同年9月又は同年10月頃に行われたものと推認でき、当該加入手続時点までは、請求者は国民年金に未加入であることから、請求期間当時において国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者は、前述の加入手続時点において、平成元年4月1日に遡って国民年金の第1号被保険者資格を取得したものと考えられるところ、当該加入手続時点において、請求期間のうち大半の期間の国民年金保険料は、国民年金法の時効の規定により納付することができない。

さらに、B市が作成した請求者に係る国民年金被保険者台帳によると、請求期間については国民年金保険料が納付されたことが確認できる記載はなく、当該記録状況はオンライン記録と一致している。

加えて、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求者の請求期間当時の住所地であったA県で払い出された記号番号の検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500320号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500114号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社C事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和29年4月1日から同年6月5日まで
② 昭和30年4月21日から同年5月1日まで

昭和29年4月1日にA社(現在は、D社)B事業所に入社したが、年金記録では同社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が同年6月5日と記録されており、請求期間①に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

また、昭和30年4月21日付けで、A社B事業所から同社C事業所に転勤したが、年金記録では同社C事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が同年5月1日と記録されており、請求期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間①及び②は、いずれの期間もA社に勤務していたので、請求期間①を同社B事業所、請求期間②を同社C事業所における厚生年金保険被保険者期間となるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、D社は、当該期間当時の資料は残っておらず、請求者のA社B事業所における勤務が確認できない旨及び当該期間に係る厚生年金保険料を控除したか否か分からない旨回答している。

また、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において、請求期間①及びその前後の期間に厚生年金保険被保険者記録のある者のうち所在が判明した7人に照会し、このうち6人から返答があったものの、これらの者から、請求者の同社B事業所における勤務をうかがわせる回答は得られなかった。

さらに、前述の被保険者名簿によると、請求者がA社B事業所に同時に入社したとする同僚の同社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、請求者と同日の昭和29年6月5日と記録されているところ、前述の6人のうち4人は、請求期間①当時において、A社の従業員は、試用期間経過後に厚生年金保険に加入する取扱いであった旨回答しており、当該4人の中に試用期間に給与から厚生年金保険料を控除されていた旨回答した者はいない。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、D社は、当該期間当時の資料は残っておらず、請求者のA社C事業所における勤務が確認できない旨及び当該期間に係る厚生年金保険料を控除したか否か分からない旨回答している。

また、A社C事業所に係る被保険者名簿によると、同社C事業所は、健康保険組合設立を理由として、昭和30年5月1日に一旦全喪し、同日付けで別の適用事業所として新規適用しているところ、前述の被保険者名簿において、請求期間②に厚生年金保険被保険者記録のある者のうち所在が判明した34人に照会し、このうち13人から返答があったものの、これらの者から、請求者の同社C事業所における勤務をうかがわせる回答は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。